

別添1 事務の手引きの変更点（赤字箇所）

P1 **II** スケジュール

時期	事項	内容(○はクラブ、●は事業団)
4月1日～ 6月30日	○申請書提出	○クラブは、期限までに申請書、事業計画書、事業収支計画書等を提出(6月30日消印有効) ※不明点等について、電話又はメールにて確認させていただくことがあります。
7月中旬 8月中旬(予定) 8月末	●審査 ●概算交付額通知 ○収支計画等修正	●提出された申請書等を審査 ※対象外となる場合があります。詳しくは「VII 事業実施の流れ」の「◆事業の計画(企画)」(P4)参照 ●審査結果、補助金の概算交付額をクラブへ通知 ※事業内容及び補助金の交付対象とする経費について、条件を付す場合があります。 ※金額は、希望どおりに採択されない場合があります。 ○概算交付額が当初申請額と異なる場合、事業収支計画書を概算交付額に合わせて修正したものを提出
随時	○概算交付申請	○クラブは、事業実施の前月5日までに概算交付請求書及び添付書類を提出
	●補助金交付 ○事業実施	●事業実施月の前月末日を目途に指定口座に交付 ○クラブで事業実施 ※令和3年2月28日までに終了
随時(事業終了後)	○実績報告	○クラブは、事業終了後の30日以内又は令和3年3月15日のいずれか早い日までに事業実績報告書、事業収支決算書及び添付書類を提出
随時(事業終了後)	●額の確定	●報告書等を審査の上、補助金額を確定し、クラブへ通知 ●返還金が生じた場合、返還請求書をクラブへ送付
	○補助金の返還	○返還金が生じた場合、クラブは事業団へ返金 ※振込期日を過ぎると、延滞金等が加算されます。

【裏面に続く】

P4 **Ⅶ 事業実施の流れ** ※都民参加事業、シニアスポーツ振興事業共通

- ◆事業の計画(企画)
目的、内容、対象者、実施日、会場、方法(募集、当日運営)、予算等を検討
※補助金交付の申請を検討する場合は対象経費も洗い出し
- ◆事業計画書、事業収支計画書等を作成
※以下の事業は、対象外となりますので御注意ください。
＜都民＞ ・スポーツ振興くじ助成金(toto 助成金)の交付を受ける事業
・事業団のシニアスポーツ振興事業の補助金交付を受ける事業
＜シニア＞ ・事業団の都民参加事業の補助金交付を受ける事業

<6月30日まで>申請



- ◆事業の申請(申請書の提出) (P5【注1】)
①事業申請書、②事業計画書、③事業収支計画書、④著名指導者略歴(該当する場合)、⑤申請書提出前チェックリスト(P29)を、事業団あてに郵送してください。
【募集期間】 令和2年4月1日～6月30日(消印有効)
- ◆事業申請書、事業計画書、事業収支計画書の審査
7月中旬に事業団で審査し、審査結果及び補助金交付の概算額を決定
※事業趣旨等との整合性、新規又は継続など取組・申請状況、事業内容(効果・特色・具体性等)、事業経費(適切さ、費用対効果等)、申請事業の数などを総合的に審査します。(「Ⅳ 審査の観点」(P2)を参照)
※事業収支決算書等の内容について、電話やメールで確認の御連絡をさせていただくことがあります。

<8月中旬予定>通知



※ 以下変更なし